

新しい社会保障財源調達方式 ——付加価値に基づく拠出方式

かなり以前から、社会保障の財源を賃金を基礎とする労使双方の拠出以外によって賄おうとすることが問題になっている。しかし、現行制度のつくり出す歪みの多様さや、問題の所在を明確にできず、労使拠出以外の財源調達がもたらすであろう影響についての確たる知識をもたないために、何らの明確な提案もなされずにきた。

そこで、以下に、現行の財源調達方式に関して批判的検討を行ない、現行方式の歪みに関する計量的研究の要約を紹介しようと思う。われわれの研究が、この問題の論議を煮詰めるための具体的資料となれば幸いであると思う。

労働力利用に関連する負担の不公平について

歴史的には、社会保障制度は、個別労働契約の補完物として発展してきたのであり、それに由来する財政的支出は全部労働費と見なされてきた。社会保障の肥大と福祉の分野における各種の変化は、賃金を基礎とする保険料（多くは拠出に上限が設けられている）による社会保障の財源調達を疑問視させるに至った。非就業人口の数は増加の一途をたどっているが、彼らのニーズは、社会全体によって賄なわれる傾向にあり、それによって、現行制度における労働費の一方的増加がひき起されている。こうした現象は、企業をして労働費の減少につながるような投資を行なわせしめ、したがって、構造的失業の現出に寄与せしめている。経済の観点からすれば、費用負担の配分は、資本的色彩の強い

企業や部門に有利に行なわれ、労働力型企業や中小企業に不利な形で行なわれる。別の歪みは、労働者と使用者の料率の不平等と、高給者の相対的拠出免除の原因となる拠出上限設定とに起因する。したがって、現行制度は、労働力型企業や、事務職よりも筋肉労働者の多い企業、および低賃金企業に対する明らかな差別であり、またこれらの企業を特徴づけている各種の要因はしばしば累積的に働くものである。さらに、再分配経済体制において、労働費のうちの大きな比率を占める社会保険料の引上げに関する決定は、制度レベルで、しかも福祉的かつ政治的規準に基づいて行なわれる。このことは、市場経済を（新古典派的な意味において）特徴づけている需要、供給および賃金の間の関係を断ち切る原因ともなっている。社会保険料は、個々の生産性と賃金の関係を弱め、物価にはね返ることになる労働費の一率的増額に他ならない。労働費を大幅に増加させるこの社会保障財源調達方式は、インフレと失業の同時的出現を惹起してきた。

現行の社会保障財源調達方式を変えることによって、とくに拠出上限を徹底することによってある種の不均衡を改善することができる。しかし、不均衡は、構造的なものである。すなわち、それは、一時的なものでも偶発的なものでもなく、社会保障制度の本質自体とその財源調達方式に関連している。したがって、算定基礎として賃金を用いず、全生産部門に社会保障支出をより公平に配分することができ、また雇用に無関係であるような財源調達方式を採用することが重要である。広く提案されている方策のなかでも、企業の生産性を表わす指標である付加価値税、労働者1人あたり資本金税、業績によって負担配分させることのできる法人税などを挙げることができる。

アントワープ大学の社会政策研究所は、現行方式を付加価値税方式に代えた場合、1970年においてベルギーの社会保障費用負担の配分がどのように変わるかを研究した。

研究の内容は、さまざまな社会保障財源調達方に関する提案、拠出上限に基づく各種部門間の社会保障負担の不公平、付加価値税方式と現行方式による場

合の比較研究、企業ごとの各種シミュレーションなどである。

そこで、これらの研究の要約を以下に述べよう。

保険料拠出上限に基づく負担の不公平

保険料の拠出上限を撤廃したとすると、使用者の社会保障負担の増は、平均して労働力費の4.6%，総生産費の0.8%の上昇をひき起すであろう。この労働費の増加は、現行制度においては「隠れた補助金」ともいべきものに対応している。この補助金は、石油精製業においては8.1%，非鉄金属業6.5%，製薬産業6.2%となっている。この増加率がもっとも低い産業は、衣料品および製菓業、タバコ製造業、繊維産業であり、それぞれ労働費の1.9%，2.4%および3.6%となっている。

保険料の拠出上限は、賃金の低い活動部門や事務職員に対する筋肉労働者の比率の高い産業（衣料品製造業、製菓業等）にとって不利に働く。現行制度によって最も利益を得ているのは石油精製業である。こうした不均衡を是正する方法として保険料拠出の上限撤廃があるが、資本型産業を利している条件を取扱うことにはならないだろう。拠出上限の撤廃は、1970年において、平均して生産費の0.8%相当の使用者負担の増をもたらすが、とくに労働力型産業において増加は大きく（陶磁器製造業で1.9%，皮革業で1.8%），資本型産業では小さい（石油精製業で0.4%）。

付加価値税導入による負担の変動

社会保障財源を付加価値税に求める場合、労働者の社会保障収入総額は変わらないとした。その場合の労使による拠出額に相当する付加価値税率は12.4%となろう。

現行方式と比べたとき、付加価値税を導入すると、農業、園芸、牧畜業、林業、漁業、石油精製および製薬産業において大幅な拠出増となろう。これは、とくに農林水産業では、従業員を使用していない自営者が多く、したがって労

働者の保険料を支払っていないからである。

製鉄業においては負担は変らない。石炭および加工業の多くは（繊維、ゴム、陶磁器製造業、建設業、製材、タバコ製造業、非鉄金属業）では、負担は減少しよう。

賃金の上限を撤廃するとした場合でも、現行方式に比べると負担の変動はある。

付加価値税を財源とすることによって、各活動部門間の中立性を確保し、資本型産業と労働力型産業との間に見られる不均衡をなくすことができる。

同じ部門であっても、その性質、構造および生産性の違いによって分類し直すことも可能である。われわれの研究の第2部においては、企業レベルの不均衡の分析を試みている。統計データが不足しているため、われわれの研究では、サンプル調査を行なうことができないので、各種の要素（従業員数、労働者対事務職員比、賃金分布、付加価値）ごとに企業（仮想上の）をグループ化したシミュレーション・モデルを用いた。シミュレーションの結果は、社会負担が、労働者1人あたりの付加価値が同じ企業でも企業によって異なること、しかもその不均等の理由は上述の要因に基づくことを明らかにしている。

Douben教授の研究でも、オランダの場合について同じ結果を得ている。すなわち、社会保障負担は、活動部門および企業によって大きく異なり、これは雇用者比率や賃金水準の不均衡が累積した結果に基づくものである、と。

ごく最近のFrank氏の研究は数量的な結果を得ており（1970年のベルギーの37産業部門について），われわれのものとほぼ同じような結論を導いている。Frank氏ともども、われわれは、付加価値税による社会保障財源調達方式は、合理化ないしは技術革新のための投資を抑制するものではないことを強調したい。

むすび

われわれの経験的かつ計量的研究は、賃金（一般に上限つきの）に基づく保

保険料算定方式に内在する不均衡を明らかにしている。また、そうした不均衡ないしは隠れた利益の享受がどれほど大きさのものであり、それがどの部門に存在するかを明らかにしている。現行の財源調達方式は、事務職員数が多く賃金水準の高い企業や活動部門にとって有利である。それはとくに資本型企業について云える。これは、拠出上限の撤廃によって是正できる。他方、現行方式は、生産費が労働費の影響をあまり受けない企業や活動部門（同じく資本型の）に有利である。拠出上限の撤廃は公平を何ら保証しない。むしろ、資本型企業よりも労働力型企業の負担を強めるだけである。

ベルギーにおける現在の財源調達方式において、企業の支払う社会保障拠出は、労働者1人あたりの付加価値率で表わせば、資本が大きくなるに従って、すなわち、労働者1人あたり付加価値が増大するに従って、減少することが明らかにされた。賃金以上に、付加価値は社会保障支出を賄うための企業の拠出能力をよく示している。付加価値は、活動部門の性格、企業規模、雇用構造、資本などの不均衡を除去できるという意味で、中立的な基礎となりうる。かくして、雇用を縮小し、労働力の過少利用を可能にするような技術に企業が走ることを促進させるような労働費の一方的高騰を抑えることが可能となるだろう。

Herman DELEECK : Un autre mode financement de la Sécurité sociale des cotisations calculées sur la valeur ajoutée
(Droit Social N° 9-10 1977)

（藤井良治 垣細亞大学）

平等と社会政策

I

ここでは、MITのマーティン・レイン氏による、Equality and Social Policyと題する論文を紹介する。Social Policyを今かりに「社会政策」と訳しておくが、ここでいうSocial Policyとは社会保険、公的扶助、社会福祉などを指す総称で、経済政策と対比して用いられている。つまり、Social Policyとは所得の再分配や平等化に関する政策体系であって、経済政策とは分配や富の増加に関する政策体系であるというのが、ここでの一応の定義となっている。一方わが国でいう「社会政策」には、労働条件を定めて労働者を保護する法律や、団結権や争議権を認める労働組合法も含まれており、その主な関心事は再分配というよりは分配そのものにあると考えられる。訳語に関しては、まずこの点をおことわりしておかなければならない。

ところで上に述べたような社会政策と経済政策の定義については、この論文の著者自身もこれを認めている訳ではない。そのような定義が慣習となっているが、今やそのような分け方は通用しなくなったというのが著者の立場である。以下この論文の概要を紹介する。

II

著者はまず分析の前提としてティトマスの理論を検討する。ティトマスによって、所得再分配や平等の問題を論ずる視角は大きく広げられたと考えているからである。

ティトマスは、社会政策の主要な目的は平等の達成でなければならないと考